

や一片の空言に等しく取扱はるゝ外交的手段にては到底達成せらるゝ可能性がない。此商租權問題が、未解決のまゝ残されてあるが爲に、色々と我滿蒙發展を阻害して居る。即ち土地なくしては經營の出来ない農業の如きは實權不可能となること勿論で、中には土地を辛ふじて手に入れても之を加工の上いざ耕作せんとする時は、支那官民の壓迫により中止するの止むなきに至り、其儘となつてゐるのも相當多數に上つて居る。鮮農問題といふのは即ち其例であつて、萬寶山事件に類するものは其例甚だ多いのである。

(四) 商工業等に從事する權利に關する問題

大正四年日支條約第三條には各種の商工業其他の業務に從事することを得る旨明記されてあるが、不當の國內法にて之を妨害し或は特別課税を賦課し又は契約の破棄を餘儀せしめ或は妨害をなす等あらゆる手段を盡して帝國民の驅逐乃至は自滅を計つて居る。其狀況は次の如くであつて、其未解決であるが爲に蒙る帝國民の損害甚だ大なるものがある。

一 在滿邦人商業に對する妨害

滿洲に於ける邦人の商業は大正四年日支條約に依り認められてゐるが支那官憲の排日貨、不法壓迫に依り甚しく妨害せられ漸次營業難に陥りつゝある。

○東三省官銀號の特産買占

東三省官銀號が奉天票を亂發して年々特産の買占を爲し機を看て之が賣捌をしてゐるのは周知の事實である。斯の如く官憲の力を以て特産を一手に吸収し外、支商人間の取引をして必ず一度は官銀號の手を経なければならぬ破目に陥らしめてゐるのは明に「外、支人間の直接交易の自由」を妨害するもので英清南京條約第五條の規定に反するものと言はねばならない之に依つて邦商の蒙つてゐる損害は非常なものである。

本年二月十一日哈市聯合通信は張學良が大豆買占に乗り出し、二月九日奉天に於て其具體案を決定し現大洋五千萬元、哈爾濱大洋二千萬元を以てする旨を報じて來た。

右は常套手段であつて、之が爲邦商の蒙るべき損害の甚大なるべきは瞭かなるに拘ら

滿蒙諸懸案に就て

す又如何ともする事の出来ない有様である。

○商標權侵害

邦商が農商部商標局から商標專用權を取得し商品の販賣に努めてゐるのに支那の奸商は右邦人製品を模倣偽造して漸次多量の商品が公然市中に出現販賣され、之が爲本邦品の消費に甚大なる影響を及ぼす様になつた。現に「ツバメ」印齒磨粉、「クリーン」齒磨粉、「囂」印石鹼、其他の模倣偽造品は市中に散見せらるゝ所である。

○哈爾濱に於ける金票流通禁止

民國十五年十月哈大洋の暴落を喰止めんとして當時の特別區行政長官、現東北空軍、代理司令張換相は金票の流通を禁止した、其後我が總領事の抗議に會ひ右の禁止を取り止めたが、日本人以外の住民は官憲の後難を懼れて金票の受取りを拒否し事實に於ては右の禁止は實施せられてゐて邦商に打撃を與へてゐる。

○防穀令豫告期間の無視

明治四十一年及四十二年日本政府は支那政府と交渉の結果小麦、玉蜀黍、高粱、粟に就て安東、大連經由の輸出を承認せしめたが、其際支那は右の諸穀類の輸出多きに過ぎ民食の缺乏を來す恐ある時は、地方官より隨時實在の情勢を査察し一箇月前に豫告して一體に輸出を禁止することがあるといふ條件を附したが、大正十五年此豫告なしに防穀令を下した、爲に邦商の損害は甚大なものがあつた。

○奉天に於ける邦商の被壓迫状態

(1) 邦貨搬入阻止事件(昭和四、四、二〇)

支那税捐局は奉天城内日本商人に對し自今商品搬入に際しては邦貨と雖支那商品と同様各邊門にて検査の上課税すと布告し來り、四月二十日扇利洋行及岡田洋行の商品を小西邊門より搬入せんとしたるに税捐局員に依り搬入を阻止せられた、邦商は領事を経て交渉し漸く釋放せられた。

(2) 邦貨不法抑阻止(昭和四、四、二二)

滿蒙諸懸案に就て

在奉天邦商福田洋行(ビール、雜貨)柏内洋行(雜貨)大信洋行(眞鑄類)柏林商會(材木)等の商品は小西邊門通過の際支那巡警に依り阻止又は拉致せられ我官憲の出張交渉に依りて漸く商品を取戻すことが出来た。

翌四月二十二日には東洋綿花(棉絲)西尾洋行(雜貨)茂休商會(陶器)高橋洋行(布類)は小西邊門及東門の巡警に搬入を阻止せられ、邦人警官により通過することが出来た。

(3) 邦貨積込不許可(昭和四、四、二四)

邦商寶信洋行は其商品(電氣材料)を皇姑屯驛より遼陽方面へ積出せんとしたが、税捐局員に依り阻止せられ納税の有無に關せず積込不許可を命ぜられた。本件は領事側を経て交渉し解決した。

(4) 營業妨害(昭和四、四、二六)

西尾洋行にて商品(護謨靴)數梱を支那商人に賣買せしに、張込中の税捐局員により邦商の店前にて納税未納品なりと稱し沒收せられた。

我領事より交渉し解決を見た。

同月二十九日九鬼洋行、久保洋行にて支那人が邦貨を購入せんとしたのに支那稅捐局員に依り購入品に納稅を迫られたので彼等は購買を止めた。

同年五月二日支那稅捐局員は四月末以來邦商、昌和洋行(雜貨)附近に張込み支那人が邦貨を購入せんとすると之を拉致し、又は脱稅品であると曲辯して邦貨を沒收する等の手段にて營業を妨害した。

我領事は嚴重に之に對して抗議した。

(5) 邦貨沒收(昭和四、四、二〇)

高橋洋行の商品(コールドール)を城内に搬入せんとしたのに對し、支那稅捐局員は脱稅品であると稱し之を沒收した。

二 在滿邦人工業に對する壓迫

○滿洲紡績會社に對する壓迫

滿蒙諸懸案に就て

支那側は國產獎勵の意味に於て製造者の内外人たるを問はず國內の機械製外國式貨物に對しては特別の税法を施行してゐる機械洋式貨物税辦法が之である。該貨物は外國輸出品は無税、國內は從價五分を徵收する外一切の課税を免除するといふ特典を有つてゐる。

大正十四年滿洲紡績會社は北京政府から右の特典を與へられたものであるが奉天官憲は奉天紡紗廠の製品を保護せんが爲、右北京政府の許可證を中途にて握り潰し滿洲紡績會社に對して右特典の附與を肯せず、爲に數次交渉の結果已むなく遼陽地方官憲との間に或程度の徵税にて折合ひ、目下其條件で製出販賣中であるが固より根本的の解決を見た譯でない。

○南滿洲製糖會社に對する壓迫

製糖事業の圓滑を期する爲には、原料生産の豊富確實なことを必要條件とする。隨て其若干は製糖會社が調節し得る如く其所有してゐる土地に依りて收穫することは何れ

の國に於ても行はれてゐる方法である。

然るに支那側の執つてゐる商租契約妨害は右の方法を不可能ならしめ更に原料を會社に賣込まんが爲、好んで栽培せんとする支那農民に對して支那側は地方官吏巡警等をして壓迫する爲に、農民は普通作物に比し增收有利なることを知りつゝも官憲を懼れて栽培せないから、原料の生産不足を來して來る、從て此傾向は同會社の營業を根柢から覆しつゝある。

三 在滿邦人森林事業に對す壓迫

大正四年日支條約第三條に依り日本人が南滿洲（吉林省をも含む）に於て森林事業に従事することの出来るのは條約上の權利である。

然るに支那側は其國內法である森林法に於て外國人に對する森林拂下は之を禁止し、各種の法令は森林伐採權を外國人に譲渡することも、又之を擔保として借款することをも禁止してゐる。

滿蒙諸懸案に就て

右は前述日支條約違反であるのみならず、支那資源開發に關して外國資本と技術とを歡迎すべしとの華府會議に於ける支那全權施肇基の宣言にも悖るものである。

右の結果吉林に於て富士製紙、王子製紙、三井、大倉等多額の資本を投下して森林經營に著手した邦商は、支那官憲の壓迫妨害に會うて其事業を中止するの止むなきに至つた。

目下共榮企業公司の名目の下に合同して僅に事業を繼續しつゝある状態である。又東拓出資の中東海林實業公司の如き日支合辦に依る森林經營も支那官憲の壓迫激しく到底圓滑なる事業の遂行は望み難き状態に呻吟してゐる、支那官憲の魔手は更に鴨綠江採木公司の如き條約に依りて設立せられてゐるものにも延び不當なる規則の適用、税金の賦課を命じてゐる。又興安嶺に在る札免公司の如きは壓迫を蒙り唯單に權利のみを保有して支那人の盜伐を監視してゐるような衰頹に在つて、此種支那の無遠慮な不法行為の爲に邦人は日に／＼退却を續けつゝある。

四 在滿邦人鑛山經營に對する壓迫

支那の鑛業條例に依れば支那國內の鑛山探掘權は支那人、支那法人及外、支合辦の法人に對し許與せらるゝものである、之は單に國內法上認められた許りでなく、大正十一年華府會議に於て支那全權の施肇基によりて聲明せられ、議事録にも所載の事項である。又南滿洲鐵道幹線及安奉線の沿線に於ける鑛山經營は明治四十二年の「滿洲五案件に關する協約」に依り、日支合辦とせなければならぬ事になつてゐる。大正四年の日支交渉に於て單獨探掘權を認めしむることに努力して九個所の鑛山の探掘及試掘權を得ることに成功した。

之により日本人の有する探掘權は次の如く歸著する。

- (1) 支那に於ける鑛山は其何れの地方に在るを問はず日支合辦にて探掘を願出たる場合、合は支那政府は之を許可せなければならない
- (2) 南滿鐵道幹線及安奉線の沿線に在る鑛山は合辦以外の方法にて探掘することは出来ない

滿蒙諸懸案に就て

然るに支那官憲は從來我日本人の鑛山經營に對しては事毎に妨害の手段に出で右條約上の權利を蹂躪しつゝある。

民國十六年十一月奉天實業廳からは奉天省内の各種鑛業は總て支那官民の合辦となすべき旨の布告を出し日本人との合辦經營を阻止すると共に從來からの經營のものは一律に壓迫妨害の魔手を延べ利權回收に努めつゝある、昭和四年八月十三日本溪湖石灰坑回收事件の如きは顯著なる一例である、而して前記九個所の鑛山たる奉天省の牛心臺、田什付溝、杉松崗、鐵廠、暖池塘、鞍山站一帶吉林省の杉松崗、缸窰、夾皮溝の鑛山探掘權は其大半は實行せず恣に支那人に許可してゐる、又邦人の支那人よりする鑛石の購買に就てまでも妨害至らざるなく尙支那人經營の鑛山に日本人技師を雇傭する件に就ても極力之を阻止しようとしてゐる。

右の傾向は蔣介石の北伐完成後國權回收熱の昂騰と共に益々顯著となつて來た。

(五) 鮮農問題に関する懸案